

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

当町の大半の区域が犬上川の浸水想定区域となっており、上流で大雨が降り、本町の流下区間で堤防が決壊した場合、大災害発生の危険がある。

(土砂災害)

当町は10箇所の土砂災害警戒区域が指定されており町南東部の土砂災害の危険の高い地区には町内飲食店の約33%相当の事業所が立地している。

(地震)

甲良町耐震改修促進計画において、今後30年以内の発生確率が最も高いと想定される地震は海溝型地震の東南海地震で60%~70%となっており、建物被害(半壊棟数)は33棟と予想されている。最も大きい影響を及ぼすのは内陸型地震の鈴鹿西縁層帯地震であり、今後30年以内の発生確率は0.08~0.2%、建物被害(半壊棟数)は670棟、人的被害は死者数12人、重傷者数60人、負傷者数232人と予想されている。

(その他)

当町の地質の基盤は正楽寺山、池寺山であり、最も古い基盤岩石からできている山地となっている。南部の九条野山を中心とする丘陵地は、粗大な砂礫によって構成され、全体に風化された粘土分が目立つ。犬上川扇状地の基底部にはこのような洪積世堆積物が存在し、扇状地の基盤をなしている。地下6~8mまでは犬上川によってもたらされた扇状地堆積物による砂利層、8~25mまでは段丘層の砂利層、25m以上は古琵琶湖層群の粘土層である。こういった地質のため、当町において呉竹では液状化現象が起こることが明らかにされている。なお、犬上川左岸地域には北落工業団地など、町内製造業の半数以上が集中して立地している。

年間降雪量は104cmと多い。特に厳冬期は内陸部にありながらも北西の風が強く、風速は毎秒3~4メートルと、南東の風の2~3倍に達する。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 263人
- ・小規模事業者数 250人

【内 訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	98	97	町内に広く分散している
製造業	50	43	犬上川左岸に多い
卸売業	10	10	平地帯(扇状地)に多い
小売業	40	38	平地帯(扇状地)に多い
飲食・宿泊	8	7	町内に広く分散している
サービス業	51	49	平地帯(扇状地)に多い
その他	6	6	平地帯(扇状地)に多い

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

地域防災計画の策定 総合防災訓練の実施 防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知並びに各セミナーの周知

- ・甲良町が実施する総合防災訓練への参加及び協力
- ・滋賀県共済協同組合と連携した風水害対応火災共済の普及推進

2. 課 題

現状、緊急時の取組について地域防災計画において総合的にマニュアル化されてはいるが、地域内において体系的に対処するため、当会と当町との協力体制を整備する必要がある。又、平時・緊急時の対応について推進する人員の育成についても検討していかなければならない。特に事業所に対する防災知識、事前対策の普及については、当会・当町の間で連携し、計画的な実行について詳細な検討が必要である。被災からの早期復旧には罹災状況等を的確に判断することも重要であり、それが可能な人材の確保についても考慮していかなければならない。

3. 目 標

町内小規模事業者に事前対策がなぜ必要か、災害リスク等を認識させる。
 発災した場合、円滑な連絡体制で対処できるよう当会と当町の被害情報報告等のルートづくりをする。
 復興支援を早急に実施すべく組織内の体制・諸機関との連携体制の構築と確認・点検を平時から定期的に行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

平成21年に締結した「災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書」について、本計画との整合性を整理。即応性を高めるために本事業計画に則った当町独自の協定も検討するなど、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、風水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、事業者向け損害保険、事業者BCPの概要について周知を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易的なものも含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成30年に危機管理マニュアルを作成(別添)。

3. 関係団体等との連携

- ・甲良町商工会内組織の建設事業部と当町とが独自の協力体制を構築できるよう検討を進め、発災時の迅速な応急救援活動実施の為に人材と重資機材を確保。

4. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称)甲良町事業継続力強化支援協議会(構成員：当会、当町)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 強以上の直下型地震）が発生したと仮定し、当会と当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

2. 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。この観点から、下記の手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1. 応急対策の実施可否の確認

発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。（商工会災害システム、SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2. 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。豪雨においては職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤するなど、災害の状況に応じた応急対策の方針決定を行う。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会災害システム等により大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

-被害規模の目安は以下を想定-

大規模な被害がある	・町内 10%程度の事業所で、「屋根材、外壁が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・町内 1%程度の事業所で、「屋根材、外壁が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

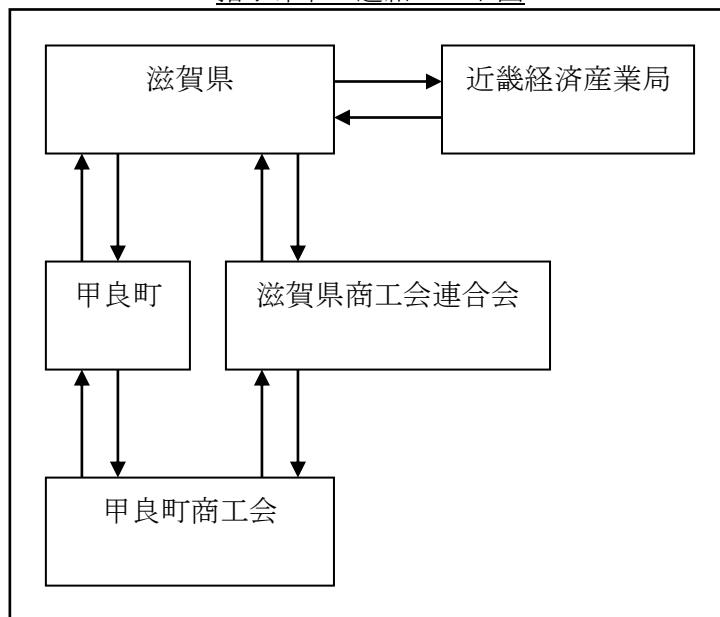
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	1週に1回共有する

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会又は当町より滋賀県へ報告する。上記滋賀県の指定する方法については、商工会災害システム等を活用する。

指示命令・連絡ルート図



4. 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、甲良町と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策について、町内小規模事業者等へ周知する。

5. 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援

- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

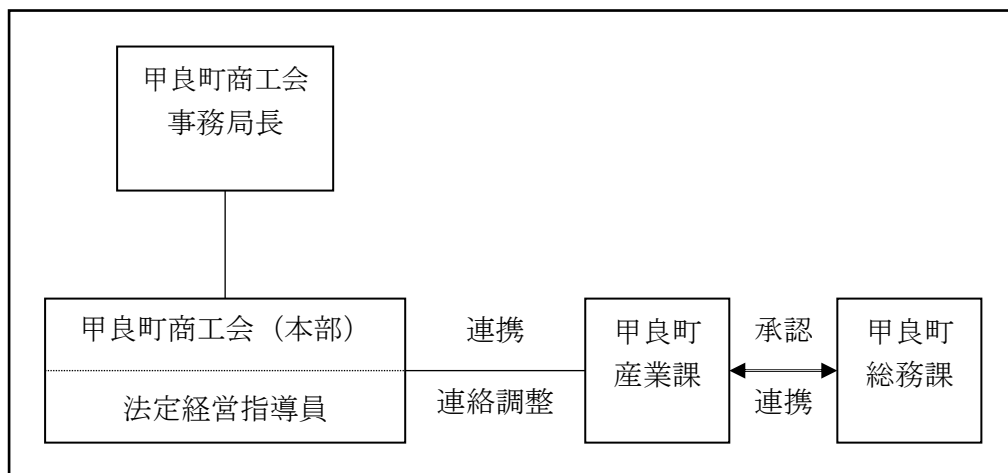
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年 12月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 中川 悟史 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 連絡先

①商工会

甲良町商工会

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士 351 番地 4

TEL : 0749-38-3530 / FAX : 0749-38-3977

E-mail:kousho@mx.biwa.ne.jp

②地方公共団体

甲良町役場 産業課

〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在士 353 番地 1

Tel : 0749-38-5069 / FAX : 0749-38-5122

E-mail:sangyo@town.koura.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	610	305	605	205	605
専門家派遣費	200	100	200	0	200
会議費	10	5	5	5	5
セミナー開催費	200	200	200	200	200
普及用印刷物作製費	200	0	200	0	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
甲良町商工会会費収入、甲良町補助金、滋賀県補助金、事業収入 等